

乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会

京都府「医療的ケア児支援強化事業」について

平成30年10月18日(木)

乙訓保健所 講堂

1 医療的ケア児者支援の背景

- 1970～1980年 超低出生体重児（1000グラム未満）の出生、
小児医療の発展、家族、地域で医療的ケア児をささえるという課題
重症心身障害児で医療的ケアが必要な子ども「超重症心身障害児」（超重症児）に
- 厚労省 28年度「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」で実数を把握
平成27年5月現在 19歳以下の医ケア児総数は約1.7万人、10年で約2倍
人工呼吸器児数 約3000人医ケア児の人口呼吸器比率 18% 10年で約10倍

2 医療的ケアに係る国の法整備等

- H28.6.3 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律公布」
 - 「日常的に医療が必要」を障害の概念に加えた。
 - 地方公共団体の努力義務（児童福祉法第56条の6 第2項）
保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援をおこなう機関との連絡調整のための体制の整備に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない
- H28.6.3 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（厚生労働省通知）
 - 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
 - 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保
 - 関係機関等の連携

[協議の場の設置
	医療的ケア児等コーディネーターの配置

3 医療的ケアに係る府の支援計画

- H29 障害児福祉計画の策定（H30～32）
児童福祉法に基づく障害児通所、入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

○平成30年3月「京都府第5期京都府障害福祉計画・第1期京都府障害児福祉計画」

①サービス見込量及び計画的な基盤整備

療養介護、短期入所、居宅訪問型児童発達支援（⑳～）のほか

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」(㉑～)

②サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性

「重症心身障害児・医療的ケアに等に対する支援体制の整備」

(1)事業所における支援体制の充実

医療的ケア児が利用できる児童発達支援、放課後等ディサービスなど
支援体制の充実

(2)医療的ケア児に対する支援の円滑な実施

協議の場の設定、総合的な支援体制の構築

(3)地域でのレスパイト機能の確保

医療短期入所の開設を促し、受入体制の整備を図る

(4)障害児相談支援の提供体制の確保

医療的ケア児支援に係る関連分野を調整するコーディネーター育成

③圏域障害者自立支援協議会での課題整理等

乙訓圏域について・・・別添1

4 府の「医療的ケア児支援強化事業」について 別添2

<趣旨>

○児童福祉法の改正を踏まえ、医療的ケア児及びその家族への支援体制を強化する

○在宅で安心して医療的ケア児が生活できる環境を整備し、親とともに社会参加できる
共生社会を実現

<事業内容>

(1) 医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業

①レスパイト機能を担う医療型短期入所事業所の拡大のため、看護師の加配等に要する
経費を補助

区 分	重症心身障害児（者）ショートステイ受入体制整備事業（～㉑）	医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業（㉒～）
事業内容・目的	医療型短期入所事業所のない府北部地域でのレスパイト機能確保	府域全体（京都市を除く）でのレスパイト機能の確保・拡充
対象事業	なじみのあるヘルパー・看護師の派遣が対象	受入に必要な事業を幅広く対象

・補助上限 10,000円 / 対象者1人当たり・1日あたり

・負担割合 京都府1/2 市町村1/2

・補助に係る事務

㊸までの重心ショートステイ利用支援事業の流れを基本とする考え **別添3**

②医療型短期入所の受入れまでに行う状況把握等に要する経費の補助

(例) 医療的ケア児の医療型短期入所事業所にかかる初期利用までの医療機関の事前
アセスメントを評価

- ・補助上限 予算の範囲内で設定
- ・負担割合 京都府1/2 市町村1/2
- ・補助に係る事務 市町村が医療型短期乳を行う医療機関に補助

(例) 医療的ケア児の障害福祉サービス等利用計画を作成する相談支援を行う事業所
の状況把握に関する業務を評価

- ・補助上限 予算の範囲内で設定
- ・負担割合 京都府1/2 市町村1/2
- ・補助に係る事務 市町村が相談支援を行う事業所に補助

(2) 児童発達支援センター設置促進事業

市町村の児童発達支援センター設置のための施設整備（調理室等）に対する助成

- ・補助上限 1箇所あたり 3,000 千円
- ・負担割合 京都府1/2 市町村1/2
- ・補助に係る事務 市町村が施設整備を行う事業者に補助

(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成事業 **別添4**

医療的ケア児の関連分野を適切に調整できるコーディネーターの養成及び福祉サ
ービス事業所従業者への実地研修の実施

◎京都府として、本年度内に開催予定

相談支援事業所ほか、各分野の従業者の方に幅広く研修参加を呼びかけ

科目名	時間数	内 容
1 総論	1 時間	医療的ケアコーディネーターに求められる資質と役割等
2 医療	3 時間	障害のある子どもの成長と発達の特徴ほか
3 本人・家族の 思いの理解	2 時間	本人、家族の思い ニーズアセスメント等
4 福祉	3 時間	支援の基本的枠組み
5 ライフステー	2 時間	NICU からの在宅移行支援から成人期における

シにおける 支援		支援まで各ライフステージにおける相談支援に 必要な視点等
6 支援体制整備	1 時間	支援チーム作りと支援体制整備等
7 計画作成のポ イント	2 時間	演習に向けた計画作成のポイント
8 演 習 (計画作成)	7 時間	事例をもとにした計画作成の演習
9 演 習 (事例検討)	7 時間	事例をもとに意見交換

(4) 医療的ケア児保育支援事業 別添5

医療的ケア児を受け入れる保育所の看護師・加配保育士配置等に対する助成

- ・保育士がたん吸引等を実施するための研修受講等を支援
- ・医療的ケア児を受け入れる保育所への看護師等の配置を支援

参 考

本年4月からの障害福祉サービス等報酬改定について 別添6

・ H30. 4. 1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

おもな改定内容 「医療的ケア児への対応等」を位置づけ

- ①医療的ケアの必要な障害児が必要な支援を受けられるよう看護職員の配置を評価する加算を創設
- ②障害児の通所サービスについて、利用者の状態、サービス提供時間に応じた評価
- ③新サービス「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

◆障害児向けサービス

①看護職員加配加算の創設 ②医療連携体制加算の拡充 ③居宅型児童発達支援の創設等

◆夜間対応・レスパイト等

福祉型強化短期入所サービス費の創設・看護職員の常勤1人以上配置を評価

◆障害者向けサービス

常勤看護職員等配置加算の拡充・医療的ケア者を受入れに看護職員を2名以上配置

◆相談支援

要医療従事者支援体制加算の創設

医療・保育・教育機関等連携加算の創設

◎次期改定に向けて

医療的ケア児者に対する支援の直接的な評価、医療的ケア児者の厳密な定義の調査研究

・ H30. 4. 1 障害福祉サービス以外の分野での改定等

・介護保険

重症心身障害児者の受入れが可能な療養通所介護の定員 9名⇒18名に拡充

・医療保険

小児科療養管理指導料、長時間訪問看護加算の対象に医療的ケア児を追加

・保育分野 医ケア児受け入れのモデル事業

・教育分野 看護師配置事業の拡充、医療的ケア実施体制構築事業の実施